

ブイ・ティ・ティン・ハン

ベトナムにおける涉外婚姻関係に関する法

酒 井 一 (監訳)
チャン ティ ヒエン (訳)

ベトナムにおいては、涉外婚姻¹⁾関係について、いくつかの基本原則が認められている。これらの原則は、ベトナムの婚姻及び家族に関する法律の諸規定において具体化されている。

- (1) 涉外婚姻関係に関する準拠法を決定する際には、国家主権を尊重しなければならない。
- (2) 本国法は常居所を基準として決定する (Lex domicilii)。
- (3) 人の居住地をもって常居所地とする。
- (4) ベトナム法及びベトナムが締結又は加入した国際条約を遵守しなければならない。
- (5) 所在地国の法律、国際法及び国際慣習を尊重し、個人の正当な権利と利益を保護しなければならない。

1. ベトナムにおける涉外婚姻関係に関する国際私法規則

ベトナムにおいて、涉外婚姻関係に関する準拠法は、国内法及びベトナムが締結又は加入した国際条約、国際慣習法により決定される。

1) 原文の hôn nhân (婚姻) は、ベトナムでは社会的に認められた夫婦関係とその体制を意味する。これに対し、kết hôn (結婚) は、夫婦関係を構築するために必要な社会的手続を意味することが多い。

1.1 . 国 内 法

涉外婚姻関係に関しては、2000年婚姻家族法第11章第100条から第106条までの7カ条に規定されている。

法の抵触があるときの準拠法については、2000年婚姻家族法100条、101条、103条及び104条に規定されているが、婚姻の成立手続と離婚に関して規定するのみであり、涉外夫婦関係にまでは規律が及んでいない。

2000年婚姻家族法103条1項は、以下のように規定する。

ベトナム国民²⁾と外国人との婚姻は、当事者の各本国法にしたがって挙行されなければならない。ベトナムの当局において婚姻が挙行される場合、外国人当事者に関する婚姻の成立手続は本法の規定による。ベトナムで、ベトナムの当局において挙行される外国人同士の婚姻手続は、本法の定めるところによる。

この規定によると、各当事者の常居所地法が適用されることになるが、場合によっては、各当事者の婚姻の成立手続に関して挙行地法が適用されることもある。上記の規定を前提として、涉外婚姻の成立手続に関する法の適用は、以下の2つの場合に分類することができる。

第一に、ベトナムの当局以外で婚姻が行われる場合である。この場合は、ベトナム人が外国人と婚姻し、その婚姻がベトナムの当局においてではなく、外国の当局において挙行された場合に発生する。この場合には、ベトナム人は婚姻の成立手続に関するベトナム法の諸規定に従わなければならない。他方で、外国人について本国法上の要件も満たされなければならない。

第二は、ベトナムの当局において婚姻が挙行される場合である。この場合には、ベトナム人と外国人の婚姻あるいは外国人同士の婚姻は、当事者の本国法と同時に、ベトナム法にも適合する方式に従って挙行されなければならない。

2) Công dân は、漢字に置き換えるならば「公民」となる。ベトナムでは、「国民」、「国籍者」の意味で、憲法上「公民 (công dân)」が用いられる。

2000年婚姻家族法における婚姻に関する要件を具体化するものとして、2002年7月10日の婚姻の要件に関する決議³⁾第10条が、婚姻の手續に関して詳細に規定している。それによると、ベトナム人と外国人の婚姻がベトナムの当局で実施される場合、婚姻の要件について各当事者の本国法が適用され、外国人に対しては、さらに婚姻障害事由に関するベトナム婚姻家族法9条及び10条の規定が適用されることになる。

外国人同士の婚姻がベトナムの当局で行われる場合に、当事者は、各自の国籍国法又は常居所地法(無国籍者の場合)に従うことになる。婚姻の要件と婚姻障害事由に関しては、さらにベトナム婚姻家族法9条及び10条も適用されることになる。

涉外離婚に関する準拠法については、2000年婚姻家族法104条が以下のように規定する。

- 「1. ベトナムに常居所を有するベトナム人と外国人の離婚及びベトナムに常居所を有する外国人間の離婚は、本法の規定による。
2. 当事者であるベトナム人が離婚する時にベトナムに常居所を有しない場合、離婚は、夫婦の共通常居所地国法による。
3. 離婚時に清算すべき外国の不動産がある場合、当該不動産所在地国の法による。
4. 外国の当局、裁判所、その他の機関の離婚判決又は決定は、ベトナム法にしたがい、ベトナムにおいて承認される。」

したがって、涉外離婚に関する準拠法は以下のとおりとなる。

)ベトナムに常居所を有しないベトナム人が外国人と離婚する場合には、夫婦の共通常居所地国法が適用され、共通常居所地がない場合にはベトナム法が適用される。

)ベトナムに常居所を有する外国人とベトナム人の離婚は、ベトナム法が適用される。

3) 第68/2002/ND-CP号決議

）ベトナムに常居所を有する外国人同士が離婚する場合には、ベトナム法が適用される。

このように、涉外離婚の大半についてベトナム法が適用されることとなるが、ベトナム法は、国籍地国法（*Lex nationalis*）、常居所地国法（*Lex domicilii*）、行為地国法（*Lex loci actus*）としてそれぞれ適用されるのである。

外国に所在する不動産の離婚時における清算は、当該不動産の所在地法に従わなければならない（*Lex rei sitae*）。この規定は、離婚時の夫婦の各当事者の国籍や離婚の場所に関わらず、すべての離婚に共通して適用される。しかしながら、2000年婚姻家族法104条の文言からすると、ベトナム人間の外国における離婚の場合に関する準拠法については規定がない、とすることができる。

1.2. ベトナムが締結又は加入した国際条約

涉外婚姻関係に関する法の抵触問題は、ベトナムが締結した司法共助条約がある場合には、その規律に従う。アラブ共和国、エジプト、ベルギー王国、カナダ、カンボジア王国、ドイツ連邦共和国、イラン・イスラム共和国、南アフリカ共和国、日本、フランス、スウェーデン王国、スイス連邦共和国との間で条約が締結されている。

(1) 婚姻について

ベトナムが締結した司法共助条約の多くにおいて、当事者の婚姻要件については、当事者の各本国法が適用されると規定されており、他方で、幾つかの司法共助条約においては、当事者が国籍を有する国の法に従うとともに、婚姻挙行地法にも従わなければならないと規定されている。婚姻挙行地法に従っていれば、婚姻の方式問題としては適法とされる。婚姻の方式は、挙行地国の規定に従わなければならないからである。

(2) 夫婦関係について

夫婦関係（身分関係と財産関係の双方を含む）に関する準拠法は、ベト

ナムが締結した司法共助条約によれば、双方の当事者が同じ国籍を有する場合には本国法に従って決定され、当事者の国籍が異なる場合には夫婦の常居所地国法に従って決定され、もしくは、当事者の国籍が異なり、かつ、共通常居所もない場合には、法廷地法に従って決定される。不動産に関する夫婦財産関係に関しては、財産所在地国法が適用される。

(3) 離婚について

ベトナムが締結した司法共助条約によれば、当事者が国籍を同じくする場合、夫婦の共通国籍国法が適用される。夫婦の国籍が異なり、夫がある締結国に居住し、妻が他の締結国に居住する場合には、準拠法は、離婚の申立てを受理した裁判所の国の法である。すなわち、ベトナム人が外国人と離婚しようとする場合に、夫がある締結国に居住しており、妻が他の締結国に居住しているならば、法廷地法 (Lex fori) が適用されることになる。

このように、準拠法に関する条約は、国内法の諸規定と比べて、より一般的な規定内容となっているといえることができる。なぜなら、条約においては、婚姻の方式に関する準拠法や夫婦関係の準拠法に関する規定があるからである。

1.3 . 国際慣習

適用範囲に多くの制限はあるが、いくつかの国内法が婚姻関係の準拠法に関する国際慣習の適用についての規定を置く。

例えば、2000年婚姻家族法100条3項は、以下のように規定する。

「ベトナム社会主義共和国は、ベトナムの法、所在地の法、国際法と国際慣習に適合する婚姻・家族関係の権利及び利益を保護する。」

婚姻家族法100条3項によると、国際慣習は外国にいるベトナム人の婚姻についてのみ適用されるのであり、それ以外の涉外婚姻関係についても適用されるのかどうかは明らかでない。

そのため、2005年ベトナム民法759条4項は、民法その他の法規、ベト

ナム社会主義共和国が締結した国際条約又は当事者間の合意により準拠法が決まらない場合、その適用または適用の結果がベトナム社会主義共和国法の基本原則に反しないならば、国際慣習を適用する旨を規定する。

このように、2000年婚姻家族法100条3項及び2005年ベトナム民法759条4項を前提として、適用と適用の結果がベトナム社会主義共和国の法原則に反することがないならば、国際慣習は涉外婚姻関係について適用されるのである。

ベトナムの婚姻と家族に関する法は、涉外婚姻関係について適用される国際慣習を確定するための具体的な基準を規定していない。しかしながら、国際慣習とは、長い期間に亘り形成され、継続的に適用され、明確かつ具体的に表現され、拘束力を持つに値することが各国で認められているものであるとするならば、ベトナムにおいて涉外婚姻関係について適用される国際慣習として以下のものが考えられる。

a) 国際的な合意を尊重する慣習（*Pacta Sunt Servanda*）

ベトナムが各国と締結した婚姻についての国際条約において、*Pacta Sunt Servanda* が法原則として規定されている。この法原則は、ベトナムが締結または加入した国際条約の中に、ベトナム婚姻家族法の規定と異なる規定がある場合に国際条約を適用することとして、2000年婚姻家族法7条にも明確に規定されている。

b) 物の所在地法（*Lex rei sitae*）の適用

この慣習は、ベトナムでは、離婚時に外国にある不動産についてはその不動産所在地国法に従わなければならないとする、2000年婚姻家族法104条3項における財産の清算に関する規定を通して具体化されている。

c) 法廷地法（*Lex fori*）の適用

涉外婚姻・家族領域における法廷地法の適用に関する慣習は、2000年婚姻家族法102条3項、2004年民事訴訟法410条、411条に規定されている。

2. ベトナムにおける涉外婚姻関係の抵触法

2.1. 婚 姻

婚姻の適法性に関しては、婚姻の有効性と方式について検討する。

2.1.1. 婚姻の有効要件

2000年婚姻家族法に規定されている婚姻の要件は、婚姻適齢、任意性、意思能力、重婚の禁止、近親婚の禁止、同性婚の禁止などを含み、2000年婚姻家族法10条に規定されている。

(1) 婚姻適齢

婚姻適齢については、2000年婚姻家族法9条1項が、男性は20歳、女性は18歳と定める。涉外婚姻の場合に、2000年法103条1項は、ベトナム人と外国人間あるいは外国人同士の婚姻がベトナム国内で行われた場合、当事者は婚姻要件に関するベトナム法の要件に従わなければならない、と明確に規定する。

このように、ベトナム法の要件に従うならば、涉外婚姻における婚姻適齢については以下ようになる。

- a) 当事者がともにベトナム国籍を持ち、外国で婚姻する場合には、男性は20歳以上、女性は18歳以上でなければならない。
- b) ベトナム人と外国人間の婚姻が、ベトナム国内ではなく外国で行われる場合には、ベトナム国民が男性であれば20歳以上、ベトナム国民が女性であれば18歳以上でなければならない。
- c) ベトナムにおいて、ベトナム人が外国人と婚姻するか、あるいは、外国人同士が婚姻する場合には、双方の当事者とも婚姻適齢に関するベトナム法に従わなければならない。したがって、その外国人が男性の場合は20歳以上、その外国人が女性の場合は18歳以上でなければならない。

しかしながら、ベトナムでは、20歳以上であること、又は、18歳以上で

あることの意味について、しばしば問題が生じる。この問題に関して、2000年婚姻家族法の施行に関する細則である2001年10月3日政府決議⁴⁾及び2000年婚姻家族法の諸規定の適用に関する最高人民裁判所裁判官会議による2000年12月23日指導決議⁵⁾のいずれにおいても、明確な説明がされていないからである。

2001年10月3日政府決議第3条には、次のように規定されている。「20歳である男性、18歳である女性は、2000年婚姻家族法第9条1項の規定に従った結婚の要件を充足している。」また、2000年の最高人民裁判所裁判官会議決議は、以下のような説明をする。すなわち、婚姻家族法9条における20歳以上の男性、18歳以上の女性とは、男性は満20歳以上、女性は満18歳以上であることを必要とするものではない。つまり、20歳になろうとしている男性、18歳になろうとしている女性は、婚姻適齢者と認められる。したがって、男性は19歳と1日以上、女性は17歳と1日以上であれば、年齢要件を満たすことになる。

ベトナム法は各国の法と同様に最低年齢を規定しているだけであり、結婚における年齢の上限については規定がなく、また、婚姻における男性と女性の年齢差についての制限も規定していない。これは、婚姻は愛情に基づくものであるため、年齢に制限はないという考え方に基づく。

しかしながら、現在ベトナムにおいて、年齢差に制限がないということをも、厳しく見直さざるを得なくなっている。ここ数年、ベトナムの幾つかの省や郡において、ベトナム人の女性が、自分よりも、非常識なほど年齢の高い外国人と結婚するケースが非常に多くなっている。この尋常でないケースの背後には、打算と利用関係が存在し、愛情という婚姻の良き本質が失われている可能性が非常に高い。

(2) 意思能力

2000年婚姻家族法10条2項は、意思無能力者の婚姻を禁止する。このよ

4) 第70/2001/ND-CP号

5) 第02/2000/NQ-HDTP号

うな、意思能力規定の厳格な適用を確保するために、2006年7月21日政府決議⁶⁾第13条第1項cは、涉外婚姻・家族関係に関する婚姻家族法の規定に関して以下のような詳細な規定を置く。

「ベトナムまたは外国の医療機関が6ヶ月以内に発給した書面によって、現在、その者が精神疾患に罹患していない、あるいは、自分の行為について認識し、責任を持つことができないような他の疾病に罹患していないことを証明する。」

現実の社会において、ここ数年の間、ベトナム人、特にベトナム人女性が外国人と結婚することが日増しに一般化しつつある。それらの例の中で、外国人が生来の障害を持つ者である場合や手足が不自由である場合が少なからず存在する。規定の上からは、生まれつき障害を持つ者や手足の不自由な者は意思無能力者ではないので、婚姻障害事由はない。しかしながら、これらの婚姻の裏には、利益に対する打算が潜んでおり、愛情という婚姻の本来の本質を失わせてしまっているものもある。

上のような状態を解消するために、2006年7月21日政府決議第18条2項が、涉外婚姻・家族関係に関する婚姻家族法についての細則を規定する。

「口頭での聴取及び審査の結果、不法な仲介に基づく婚姻であること、偽装結婚であること、暖かく、平等、進歩的、幸福かつ揺るぎない家庭を建設することを目的としない婚姻であること、民族の醇風美俗に適合しない婚姻であること、婚姻の形式を利用した女性の売買、女性に対する性的侵害行為その他不当な利益を目的とした婚姻であることが判明した場合、結婚登録は拒否される。」

この規定は必要不可欠なものであるが、愛情のための婚姻か、不当な利益を目的とした婚姻かについて、正確に調査し、立証することは非常に困

6) 第69/2006/ND-CP号。2002年7月10日第68/2002/ND-CP号政府決議(脚注3)を修正、補充するものである。

難である。

(3) 重婚禁止

ベトナムでは重婚が禁止される。この観点から、2000年婚姻家族法10条1項は、妻あるいは夫を持つ者は他の者と結婚することはできない、と規定する。

涉外婚姻関係においても、重婚は禁止される。2006年7月21日政府決議第13条第1項bが、以下のとおり2000年婚姻家族法10条1項を具体化する。

「当事者が国籍を有する国の当局が6ヶ月以内に発給した当事者の婚姻状態に関する証明書によって、当事者が現在、妻あるいは夫を持たない者であることを確認する。外国が婚姻状態に関する証明書の制度を持たない国である場合には、当事者が現在妻または夫を持っていないとする宣誓書をもって婚姻状態証明書に代えることができる。」

涉外婚姻関係の一夫一妻制に関する規定は、婚姻関係の当事者の具体的な権利保護だけでなく、ベトナムの基本的な法原則の保護も目的としている。

(4) 近親婚の禁止

第四は、婚姻当事者が血統⁷⁾関係又は親族関係にないという要件である。2000年婚姻家族法10条3項及び4項は、直系血縁関係にある者の間での婚姻、三世代（ba đời）⁸⁾の範囲にある者の間での婚姻、養親子間の婚姻、養親子の関係にあった者の間での婚姻、配偶者の親との婚姻、配偶者の子との婚姻を禁止している。

7) dòng họ. ベトナム固有の親族概念である。「父系親族集団」と訳される場合がある。しかし、dòng は「流れ」、つまり、「血筋」を意味する言葉であり、dòng họ は本来、「集団」ではなく、死者をも含む概念である。

8) ba đời (三代) ベトナムにおいては、「等親」の代りに「代」という概念が用いられる。この2つは、しばしば同じに理解されているが、異なる概念である。例えば「三代」とは、比較の対象となる2者から、それぞれ父系親族（dòng họ）を3代遡って、共通の祖先がいるかどうかを問う概念である。

涉外婚姻関係においては、近親婚に関しても問題が提起されている。すなわち、外国に定住するベトナム人あるいは外国に帰化したベトナム人が、ベトナムに帰国して、近親関係にあるベトナム国内に住むベトナム人との婚姻登録を申請する場合が実際に少なくないのである。

(5) 同性婚の禁止

2000年婚姻家族法10条5項は、同性者間では婚姻することができない、と規定している。この規定は、涉外婚姻関係についても適用される。なぜなら、2000年婚姻家族法7条1項は、以下のように規定しているからである。

「ベトナム社会主義共和国の婚姻と家族に関する規定は、この法に別段の定めある場合を除いて、涉外婚姻・家族関係に対しても適用される。」

2.1.2. 婚姻の方式

婚姻の方式は、婚姻関係の合法性を承認する形式である。法が男女間の婚姻関係を承認するためには、婚姻の実質的要件が充足されることのほかに、法規定に適合した一定の儀式⁹⁾が挙行されなければならない。これは、内国に居住する国民に対する特別の要件ではない。したがって、涉外的婚姻関係に関しても、正規の儀式が行われた場合にのみ、その成立が認められることとなる。

2000年婚姻家族法11条11項よると、婚姻は法定の方式に従って挙行されなければならない。すなわち、婚姻当事者は、権限を持つ機関に婚姻届を提出しなければならない。この規定に合致しない方式の婚姻は法的にすべて無効である。2000年婚姻家族法4条が、以下のとおり規定する。両当事者が当局に出頭して、婚姻届を提出しなければならない。両当事者が婚姻の意思表示を行った場合、当局は婚姻を登録し、婚姻証明書を交付する。この婚姻に関する手続は、それがベトナム当局で行われる場合には、涉外

9) 原文では明示されていないが、ベトナムには権限を持つ機関において行われる「結婚登録書授受式」があり、これをもって国家の法律の規定に沿った婚姻儀式としている。

婚姻関係にも適用される。

涉外的婚姻の方式に関する2000年婚姻家族法の施行細則に当たる2002年7月10日政府決議第1条によると、婚姻はベトナムの当局において登録されなければならない。それ以外の方式による婚姻は、すべて法的には無効である。この規定を前提として、2002年7月10日政府決議は、涉外婚姻・家族関係に関する婚姻家族法の幾つかの条文の施行について詳細に規定し、婚姻登録をせずに、夫婦のように生計をともにして暮らす男女は夫婦とは承認されないことを明示している。

2.2. 夫婦関係

夫婦関係は、当事者が法規定に従った婚姻の方式を履践した後に形成される。夫婦関係は、身分関係と財産関係という2つの基本的な関係からなる。

夫婦間の身分関係は、法律上保護されるべき夫婦の氏、国籍、威信、名誉、人品に関わる諸関係である。

2000年婚姻家族法7条及び100条は、涉外婚姻における身分法上の法律関係に関する抵触法ルールとして、ベトナム法及びベトナムが締結又は加入した国際条約が適用されることを明示している。このように、夫婦間の身分関係に関する婚姻家族法19条及び21条は、涉外婚姻関係における夫婦間の身分関係にも適用される。したがって、夫婦は権利・義務において平等であり、互いに名誉、人品、威信を尊重し、互いの宗教的信仰の自由を尊重しなければならないとされる。

それとともに、1998年ベトナム国籍法9条及び10条は、ベトナム人と外国人の間の婚姻、離婚、違法な婚姻破棄によっては当事者の国籍は変更されないし、また、妻または夫の国籍の取得が他方の国籍に変更をもたらさないことを規定している。

夫婦の財産関係とは、妻と夫の財産に対する経済的利益に関するものである。財産関係は、他の婚姻関係の基礎・基盤となり、ベトナム法が常に

関心を払ってきた問題である。関心は、婚姻家族法が夫婦の財産関係について多くの規定を置いていることから窺うことができる。すなわち、婚姻家族法25条、27条から33条、60条、95条から99条の諸規定である。

涉外婚姻・家族関係における当事者の権利ないし利益を保護することについて規定した2000年婚姻家族法100条及び涉外婚姻・家族関係への外国法の適用について規定した101条第2段を前提として、上に述べた夫婦間の財産関係に関する諸規定が涉外夫婦財産関係に対しても適用されることが分かる。

2.3. 離婚

ベトナム法によると、離婚は人権のひとつとされる。このことは、憲法、民法、婚姻家族法といった重要な法規中に規定されている。2000年婚姻家族法7条によれば、原則として、涉外離婚についてはベトナム法及びベトナムが締結又は加入した国際条約の規定が適用される。このように、ベトナムにおける涉外婚姻関係に関する法は、ベトナム国内法及びベトナムが締結又は加入した国際条約そのものであるということになる。

ベトナムにおける涉外離婚に関する諸規定は、原則論を掲げるだけであり、具体性に欠ける。このことは、2006年7月21日政府決議が涉外離婚の問題に全く言及していないことから明らかである。涉外離婚に関する規定が具体性に欠けることは、涉外離婚事件を担当する関係諸機関にとって少なからず障害となっている。

3. 涉外離婚事件に関するベトナムの訴訟手続

ベトナム裁判所における涉外離婚手続は、当事者平等原則に基づいて行われる。それゆえ、外国人は、ベトナム人と同様の訴訟上の権利と義務を有する。その他に、涉外離婚事件は、ベトナムが締結又は加入した国際条約を遵守して、ベトナム法に従い処理されなければならない。民事訴訟法

2条3項によると、ベトナムとの司法共助条約を締結している国との関係においては、涉外離婚事件の処理に当たってベトナムが締結した司法共助条約の諸規定に従わなければならない。また、ベトナムと司法共助条約がない国との関係においては、事件を処理する際にベトナム法が適用される。

涉外民事非訟¹⁰⁾事件については、民事訴訟法405条1項によると、民事訴訟法第34章（涉外民事事件に関する一般規定）及び第35章（涉外民事事件に関するベトナム裁判所の権限）に規定がない限り、民事訴訟法の一般諸規定が適用される。このように、涉外離婚事件に限らず、涉外民事事件一般において、第14章及び第15章の諸規定のみならず、その他の章のすべての民事訴訟法の規定が適用されるのである。つまり、涉外離婚手続について考察することは、とりもなおさず離婚手続一般について考察することを意味する。

ベトナムにおける離婚事件に関する手続について、以下では離婚訴訟手続に関する諸原則と離婚手続の2つについて検討する。

3.1. 離婚訴訟手続に関する諸原則

裁判所は、2004年民事訴訟法の諸規定及び最高人民裁判所の指導文書にしたがって、離婚訴訟事件及び離婚非訟事件を処理している。2004年民事訴訟法の規定によると、離婚事件を処理する際には手続上以下のような諸原則が遵守されなければならない。

a) 妻又は夫もしくは配偶者双方の離婚請求権の尊重

夫の離婚請求は、妻が妊娠中あるいは生後12ヶ月以下の子を養育中である場合には制限される。

10) việc dân sự. 本文中にもあるように、裁判所に解決を請求できる民事事件の中で、争訟性のないものを言う。これに対し、争訟性を伴う民事事件である vụ án dân sự は、内容的には日本の「訴訟事件」に相当する概念であるが、việc dân sự との相違を明示するために「民事訴訟事件」と訳し、「民事訴訟事件」と「民事非訟事件」の双方を含む vụ việc dân sự という概念に、「民事事件」という訳を当てた。

b) 私的自治の尊重

この原則に従えば、感情的な関係、夫婦の財産分与、未成年子の養育及び離婚後の配偶者間の権利・義務の実現に関する夫婦間の合意が、法と社会道徳に反せず、また、夫婦と子の利益を侵害しない限り、裁判所は、当事者の合意を尊重しなければならない。

c) 当事者が権利を証明する資料や証拠を提供する義務

離婚を求める当事者は、訴状に示された自己の要求の合法性、合理性を証明し、その訴状とともに、関連する必要な資料、証拠を提出する義務を負う。当事者の直接の陳述とともに、それらの資料と証拠が、裁判所が離婚請求について審理するための根拠となる。

d) 夫婦の権利と義務の平等を保障し、妻と子の権利の保護を優先し、夫婦の共有財産の分割に当たって、それぞれの職業上の利益と財産権を保護し、未成年子の引渡を命ずる際には子の権利と利益を保護しなければならない。

e) 和解に関する裁判所の責任

この原則は、夫婦が離婚に同意している場合であるか否かを問わず、適用される。

f) 裁判所は、婚姻家族法その他の関連法規に従い、離婚事件を独立して、公開のうえ審理する。

g) 訴訟では、当事者は、各自の言語及び文字を用いることができる権利を有する。

h) 機関や社会組織が手続に参加することができる。

3.2. 離婚非訟手続

2000年婚姻家族法90条及び91条によれば、離婚には2つの場合がある。協議離婚¹¹⁾と一方当事者の請求による離婚である。

11) Thuận tình ly hôn は、日本語の「協議離婚」とほぼ同義と考えられるが, thuận tình は、漢字に直すと「順情」となり、「合意」に近い意味となる。

協議離婚は、夫婦双方がともに婚姻の終了を求め、財産及び子の監護¹²⁾について合意している場合である。この場合、裁判所は、妻と子の正当な権利と利益が保護されることを要件として、離婚及び財産と子に関する合意を承認することになる。もし、両当事者が合意に達しないか、あるいは、合意に達したものの妻と子の正当な利益が保護されないのであれば、訴訟に至ることとなる。

最高人民裁判所裁判官会議の2000年12月23日決議¹³⁾第9条は、2000年婚姻家族法の幾つかの規定に関する指導であり、同法90条に規定された協議離婚を承認するための要件をより明確にしている。その要件とは、当事者双方が、現実的かつ自発的に離婚を望んでおり、財産分与の方法及び子の監護に関して合意に達しており、当該事案における財産及び子に関する合意が妻と子の正当な権利を保障していることである。

2004年民事訴訟法27条は、裁判所の権限に属する婚姻家族に関する紛争として以下のものを挙げる。離婚、子の養育、財産分与に関する紛争、子を直接に養育する者の変更、子の父または母の確定、父又は母のための子の確定、及び、養育費¹⁴⁾の負担、その他、裁判所が民事訴訟事件解決手続に従って解決すべき民事非訟事件であると法が規定する婚姻及び家族に関する紛争である。

民事訴訟法28条は、裁判所の管轄権に属する婚姻家族に関する非訟事件として以下の諸事項を挙げる。違法な婚姻の取消、協議離婚、子の監護、財産分与の承認、離婚後に子の直接監護者の変更に関する合意の承認、離婚後の未成年子に対する親権又は監護権の制限、養子の

12) 原文は、việc trông nom, nuôi dưỡng, chăm sóc, giáo dục con であり、直訳すれば、「子を保護すること、養うこと、面倒を見ること、教育すること」となるが、「子の監護」とした。

13) 第02/2000/NQ-HDTP 号

14) Cấp dưỡng は、直訳すれば「生活のために必要なものを提供する」の意味で、老人や病人などの弱者に対する場合にも使われる。原文中では、子供の養育の意味で使われていると考えられるので「養育費」とした。なお、米などの現物支給を命じた決定例もある。

監護の終了、外国裁判所の婚姻又は家族に関する判決・決定の承認及び執行もしくは外国裁判所の婚姻又は家族に関する判決・決定の不承認請求、その他法が民事事件であり、民事非訟手続に従って解決されるものと規定している婚姻と家族に関する申立てである。

このように、協議離婚は民事非訟事件であり、一方当事者の請求による離婚は民事訴訟事件となる。

3.2.1. 協議離婚

協議離婚の手続は、以下の手順により行われる。

1) 協議離婚の準備

第一に、協議離婚の申立ては、管轄裁判所に申立書を提出して行う。申立書の形式及び記載事項は、民事訴訟法312条2項に規定されている(裁判所は、書式について具体的な指示とともに裁判所所在地に掲示し、国民に告知する)。申立人は、同時に、申立ての法的根拠を証する証拠を提出しなければならない。

民事訴訟法は、申立書の提出方法、受理手続、申立書の差戻、申立書の補正、補正命令、申立書の却下とこれに対する不服申立手続、及び、受理、裁判官の間の事件の配転に関して規定していない。しかしながら、民事訴訟法311条に基づいて、裁判所は、申立書を受理した場合に受理記録に記載しなければならない、とする民事訴訟法167条から174条の規定を類推適用することができる。申立書を受け取ってから5営業日の間に、裁判所は申立書を審査し、以下のうちの一つの決定を行わなければならない。

当該裁判所の管轄に属する事件として受理する。

当該裁判所以外の裁判所の管轄に属する場合として、管轄裁判所に事件を移送し、申立人に通知する。

裁判所の権限に属さない場合として、申立書を却下する。

裁判所が協議離婚の申立書を却下するのは、以下の場合である。

- a) 協議離婚の申立人が申立権を持たないか、または、完全な行為能力を有しない場合

b) 法定の申立費用を納付しない場合

c) 申立要件が充足されていない場合

協議離婚申立書の却下は、書面により行われなければならない、理由が明示されなければならない。

申立書が、民事訴訟法312条2項に規定された要件を充足していない場合には、裁判所は、申立人に対して、30日を超えない範囲で裁判所が定めた期間内に補正するよう命じなければならない。また、裁判所は、15日を超えない範囲で期間を延長することができる（民事訴訟法169条1項）。申立人が裁判所の補正命令に従わなかった場合、申立書に添付された資料及び証拠とともに、申立書が申立人に返却される。

民事訴訟法170条1項によれば、申立書を却下された当事者は、申立書、添付資料及び証拠を受け取った日から起算して3日以内に、申立書を返却した裁判所の長たる裁判官に対して、不服を申立てることができる。民事訴訟法170条2項によると、裁判所の長たる裁判官は、申立書の却下に対する不服申立書を受け取った日から起算して3日以内に、決定をもって、却下の決定を維持するか、申立てを受理すべきかを判断する。

民事訴訟法171条によると、裁判所は、申立書、添付資料及び証拠を受理したときに、協議離婚の申立が当該裁判所の管轄権に属する場合には、申立人に対して、費用の納付を命ずる。申立人は、裁判所の通知を受け取った日から起算して15日以内に、費用を納付しなければならない。協議離婚の申立書を提出した者が裁判費用納付証明書を裁判所に提出した場合に、裁判所は、これを受理しなければならない。もし、申立人が費用を免除された場合には、裁判所は、直ちに事件を受理することになる。

その他に、協議離婚の申立てを受理するためには、裁判所は、両当事者が離婚に関して合意しているかどうか、子の監護に関して合意しているかどうか、財産に関して合意しているかどうかを確認しなければならない。当事者が、離婚に合意しただけで、子の監護や財産の分割について合意していない場合、あるいは、離婚と子の監護に関しては合意しているが財産

について合意がない場合には、協議離婚は成立しない。この場合、離婚請求があれば、裁判所は民事訴訟法27条1項にしたがい事件を受理し、民事訴訟手続に従って処理することになる。

2004年民事訴訟法は、民事訴訟事件のほかに民事非訟事件の手続についても規定している。そのため、協議離婚の申立てからの離婚請求への変更は非常に複雑なものになる。なぜなら、民事非訟事件を民事訴訟事件へ変更することになるからである。それゆえ、最高人民裁判所裁判官会議は、2005年3月31日決議¹⁵⁾の「2004年民事訴訟法総則」第一部第 目7.2.において、この場合の処理について以下のような指導を出した。すなわち、「この場合は、当事者が申立書を撤回したものとみなす。裁判所は、民事訴訟法311条及び192条第1項cに基づいて、非訟手続を停止する決定を下さなければならない。当事者がなおも裁判所に離婚を請求しようとする場合には、裁判所は、当事者に対して、通常の訴訟手続に従い訴えを提起しなければならないことを説明しなければならない。」

この場合、協議離婚の申立て(民事訴訟法28条2項に従って受理されたもの)は非訟事件停止決定によって終了する。その後、民事訴訟法27条1項にしたがって、訴訟事件として提訴される可能性がある。このように、2004年民事訴訟法によって、協議離婚手続の受理後直ちに、裁判所は、当事者に対して、当事者の離婚申立が一方当事者の請求によるものか、当事者双方が合意のうえで離婚を申立てたものかを明確にするよう求めなければならない。3つの事項に関する夫婦間の合意が明らかになったときにはじめて、民事訴訟法28条2項により裁判所が協議離婚を受理するための要件が具備されたことになる。

2005年3月31日の最高人民裁判所裁判官会議決議¹⁶⁾第7条は、民事訴訟法第一部「総則」の若干の規定の適用について規定する。それによれば、協議離婚は非訟事件であり、民事訴訟法28条2項に従って受理されるので、

15) 第01/2005/HDTP号

16) 第01/2005/NQ-HDTP号

裁判所は、申立てを受理するに先だって、婚姻関係、子、夫婦の共有財産について、当事者が合意しているかどうかを確認しなければならない。夫婦間で、それら3つの関係について合意されており、その合意が合法であることが明らかになったときにのみ、裁判所は協議離婚を承認する申立てを受理する。3つの関係についての合意が成立していないならば、裁判所は、民事訴訟法27条1項に従って離婚非訟事件として受理する。訴訟事件の手続においては、当事者が新たな合意に至らない限り、裁判所は、引き続き非訟手続として協議離婚を処理することになる。しかし、当事者の一方または双方が合意を（一部または全部）変更し、それ以前に合意していた問題について紛争が残っているならば、当事者は（協議離婚について）申立書を撤回したものとみなされる。裁判所は、民事非訟手続停止決定を出し、離婚請求につき民事訴訟事件として訴求するよう当事者に促さなければならない。

民事訴訟法174条1項によると、裁判所は、協議離婚申立書を受理した日から3日以内に協議離婚請求を受理したことについて、当事者、協議離婚に関連して利害関係を有する者及び同級の検察院に文書で通知しなければならない。

民事訴訟法180条によれば、裁判所は、離婚非訟手続における準備手続中に、当事者に対して和解を勧誘する。協議離婚だけでなく、離婚事件一般において行われる和解の目的は、夫婦関係の修復を補助することにある。それゆえ、婚姻家族法88条には、裁判所が申立書を受領した後に民事訴訟法の規定に従って和解を勧誘しなければならないことが、明示されている。

協議離婚申立は民事非訟事件の一種であるが、民事訴訟法第5部「民事非訟事件の解決手続」は和解手続について規定していない。しかし、民事訴訟法311条の規定によると、裁判所は協議離婚手続において和解を行うことができる。それは以下のような理由に基づく。

民事訴訟法10条は、裁判所が和解を勧誘し、当事者が合意にいたるための適当な条項を考案する責任を負う旨を規定する。同条によれば、

裁判所は、民事訴訟事件だけでなく、民事非訟事件においても和解を勧誘しなければならない。

民事訴訟法311条は以下のように規定する。

「裁判所は、第26条1項から4項、6項、第28条1項から5項及び7項、第30条1項及び4項、第32条3項に規定する民事非訟事件を処理するために、本章の規定を準用し、本章の規定に反しない限りにおいて本法の他の規定を準用する。」

そのため、裁判所は、和解を必要とする民事非訟事件に関して和解を行うため、民事訴訟事件における和解手続と同様に手続を行うことができる。

2) 協議離婚手続

民事訴訟法の規定によると、裁判所は、申立書を受け取った日から5営業日以内に申立書を審理し、申立書を審理するために公開で審尋期日¹⁷⁾を実施することを決定しなければならない。民事訴訟法21条2項、313条2項は協議離婚における解決の客観性を確保するため検察院の審尋への参加を不可欠とし、検察官欠席の場合には審尋期日を延期しなければならない。それゆえ、第313条1項に従い、協議離婚の審尋期日を開く決定を出すときには、裁判所は、直ちに調査のため同級の検察院に決定と事件記録を送付しなければならない。検察院は、記録を受け取った日から起算して7日以内に事件記録を審査しなければならない。審査期間の経過後、検察院は、裁判所が審尋を開いて民事非訟事件を解決するために記録を返却しなければならない。

非訟事件のための審尋期日は公開される。それゆえ、第313条3項によって、裁判所は、申立人又はその代理人を召喚し、審尋に参加させなければならない。当事者が審尋期日に出頭することは、当事者の権利であると同時に義務でもある。それゆえ、第一回審尋期日において、申立人が出

17) phiên họp. 民事訴訟事件において開かれる phiên tòa (法廷) に対して、民事非訟事件の期日として phiên họp がある。

頭しなかったことにつき正当な理由がある場合、協議離婚の申立てに対する自分の要求を貫徹するために申立人が審尋手続に出頭する権利を保障するために、裁判所は審尋期日を延期する。申立人が期日に欠席したままで協議離婚を処理することを希望する旨の上申書を提出した場合、裁判所は、申立人不出頭のまま協議離婚事件の処理を行うことができる。

申立人の出頭は権利であると同時に義務でもあるので、申立人が法律の規定に従った召喚を2回受けたにも関わらず期日に欠席した場合には、申立てを撤回したものとみなされ、協議離婚申立手続終結決定を出す。この場合、民事訴訟法の規定にしたがって提訴する権利は失われませんが、はじめから手続をやり直すことになり、費用も納めなければならない。

その他の利害関係人又はその代理人が、裁判所により召喚され、審尋手続に参加する。裁判所は、必要と判断したとき、証人、鑑定人、通訳人を召喚し、審尋に参加させることができる。もし、これらの者が出頭しない場合、裁判所は、民事訴訟法204から206条にしたがって審尋期日を延期することもできるが、そのまま期日を開くこともできる。期日を開くのであれば、裁判所は、不出頭者がすでに裁判所に提出した陳述書、資料、証拠を上程する。裁判所は、不出頭により、適切な審理を行うことができない、あるいは、不当な裁判を下すおそれがあると判断したときのみ、期日を延期する。

審尋期日のための準備が完了したとき、審尋期日が開かれる。民事訴訟法314条によると、裁判所書記官は、裁判官に対して、裁判所の召喚状、通知書に基づいて、出頭当事者並びに欠席者及び欠席理由を報告する。

審尋の裁判長は、召喚状と通知書にしたがい出頭した当事者を確認し、当事者の身分証明書により本人であることを確認する。期日において裁判長は、当事者その他の参加人の権利と義務を告知する。

裁判長は、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の名前を紹介する。

裁判長は、訴訟執行人、鑑定人、通訳人の変更申立権を持つ者に、変更申立の有無を尋ねる。

裁判官は、協議離婚申立人に対して、申立ての変更又は申立ての取下げの有無を尋ねなければならない。取下げがないならば申立人又はその代理人は、処理を求める具体的な事件内容、その目的及び申立ての根拠を陳述する。

それに引き続き、利害関係人又はその代理人が、協議離婚手続における当事者の権利・義務に関する問題について自己の見解を陳述する。そして、証人が証言を行い、鑑定人が鑑定結果を報告し、なおも不明瞭な問題や矛盾のある問題点につき説明する。不出頭者がいる場合、裁判官は、その者がすでに裁判所に提出した陳述書や資料、証拠を上程する。当事者、裁判官、検察官は、審尋期日において提出された資料や証拠を閲覧することができる。裁判官において審理を尽くしたと判断した場合、協議離婚に関する検察院の意見を提出するよう要求することができる。検察官が意見を提出した後に、裁判官は協議離婚の申立てを認容するか否かについて審査の上決定しなければならない。このように、民事訴訟法315条によれば、協議離婚手続は「非訟事件の決定」により終結される。

3) 協議離婚決定に関する抗告権と控訴権

民事訴訟法316条によると、協議離婚及び離婚時の監護、財産分与、離婚後の監護権者の変更に関する合意の承認決定は直ちに効力を持つ決定であるために、申立人及び利害関係人のいずれも抗告権を持たない。同級検察院、直轄検察院にも控訴権は認められない。

3.2.2. 離婚訴訟

民事訴訟法1条によれば、民事訴訟事件とは、民事、婚姻家族、経営、商業、労働に関する紛争である。それゆえ、民事訴訟法27条に従って行われる一方の当事者の請求による離婚は、争訟性のある民事訴訟事件の一つと解することができる。民事手続として、民事訴訟事件と民事非訟事件の間で共通点が認められるとしても、両者の間には相違点があることも分かる。

一般に、非訟事件手続は、通常、訴訟手続と比べて簡易・迅速に行われる。このことは以下の各点に現れている。

a) 申立書審査準備期間、準備手続の期間

非訟事件における申立書の審査期間及び、審尋期日のための準備期間は、訴訟における弁論準備の期間及び開廷期間と比べて短く規定されている。

b) 抗告期間、控訴期間

抗告期間及び控訴期間は、協議離婚の申立てに対しては適用されない（民事訴訟法316条）。

c) 協議離婚の申立ては、争訟性のない非訟事件の一種であり、訴訟事件におけるように原告と被告はなく、ただ非訟事件の申立人だけが存在する。

d) 離婚訴訟における第一審裁判所は、裁判官1名と人民参審員2名（特別な場合は2名の裁判官と3名の人民参審員）で構成されるが、協議離婚申立は単独裁判官により処理され、人民参審員の参加はない。

e) 離婚訴訟では、裁判所は法廷を開かなければならず、当事者は裁判費用を納めなければならない。これに対して、協議離婚の申立てにおいては、一方当事者による申立ての場合には、裁判所は解決のための審尋期日を開かなければならない。

f) 協議離婚手続においては、検察院の参加が必要であり、検察官が出頭しない場合には、期日が延期される。これに対して、一方の当事者の申立てに従って行われる離婚訴訟において、法廷への検察院の参加は法定の場合に制限される。

g) 協議離婚承認決定は、即時に効力を生じ、抗告、控訴は許されないが、離婚判決に対しては、当事者及び検察院が抗告、控訴の権利を有する。

あとがき

本稿は、科研費による共同研究「多様化し複雑化する国際家族紛争に対応する国際家事手続法制の整備に関する調査研究」(基盤研究A)の一環として、2006年10月26日に立命館大学において開催された研究会において、ハノイ国家大学法学部ブイ・ティ・ティン・ハン教授にご報告を頂いた原稿を翻訳したものである。当日、通訳の労を執ってくださったチャン・ティ・ヒエンさんの訳出された素稿に、研究分担者である酒井一教授が法的表現を含め全体的に監修したものである。ハン教授の研究会への参加により、ベトナム家族法の実情について有益な議論が行われ、大きな成果を上げることができた(渡辺惺之記)。

〔追記〕

ハン先生を研究会に招聘するに当たり、森永太郎検事(元・法整備支援長期専門家)に多大なご尽力をいただいた。心からの感謝を表したい。また、ベトナム法研究の契機を与えてくれた法務総合研修所及び研究会において訳者のヒエン氏とともに通訳をお願いした大貫カム氏に対しても、ここに謝意を記したい。(酒井記)